

公 示

「災害時における河川災害応急復旧業務に関する協定」の公募について

平成24年 2月24日
国土交通省関東地方整備局
甲府河川国道事務所長
矢崎 剛吉

記

1. 協定の目的

甲府河川国道事務所が管理する河川において発生した地震、洪水等の自然現象下で発生した災害（以下「災害」という）の応急復旧に関し、これに必要な建設機械、資材及び労力等の確保及び動員の方法を定め、もって災害の拡大防止と被災施設の早期復旧について、その円滑な運営を期することを目的とする。

2. 協定の締結等

(1) 協 定 別冊（案）のとおり

(2) 協定の区間 全川 4区間（別紙対象区間図のとおり）

①富士川上流出張所管内 1区間

釜無川 自：武田橋上流端 ～ 至：富士川大橋

笛吹川 自：JR身延線鉄橋下流端 ～ 至：富士川への合流点

富士川 自：富士川大橋 ～ 至：富士橋上流端

御勅使川 自：御勅使川橋上流端 ～ 至：釜無川への合流点

塩川 自：塩川橋上流端 ～ 至：釜無川への合流点

②富士川中流出張所管内 1区間

富士川 自：富士橋上流端 ～ 至：山梨・静岡県境

早川 自：早川橋上流端 ～ 至：富士川への合流点

③富士川下流出張所管内 1区間

富士川 自：山梨・静岡県境 ～ 至：海に至る

④笛吹川出張所管内 1区間

笛吹川 自：岩手橋上流端 ～ 至：JR身延線鉄橋下流端

日川 自：日川橋上流端 ～ 至：笛吹川への合流点

重川 自：重川橋上流端 ～ 至：笛吹川への合流点

濁川 自：甲府市小曲町沼向1018番の2地先 ～
至：笛吹川への合流点

蛭沢川 自：左岸：甲府市小曲町沼向 1 0 1 8 番の 2 地先
右岸：甲府市小曲町沼向 1 0 1 8 番の 1 地先 ～
至：笛吹川への合流点

五割川 自：左岸：甲府市小曲町下五割 1 0 8 2 番の 1 地先
右岸：甲府市西下条町字川代 1 4 2 1 番の 1 地先 ～
至：蛭沢川への合流点

3. 技術資料の提出を求める対象者

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）（以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 関東地方整備局（港湾空港関係を除く）平成 23・24 年度一般競争（指名競争）入札参加資格業者のうち、「一般土木工事 C 等級かつ維持修繕工事」に認定されている者であること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者については、手続き開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）入札参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者（(2) の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 本業務の各協定区間毎、指定する市区町村内に建設業法に基づく本店を有すること。

富士川上流出張所管内区間 （北杜市、韮崎市、南アルプス市、富士川町、甲斐市、昭和町、甲府市、笛吹市、中央市、市川三郷町）

富士川中流出張所管内区間 （富士川町、早川町、身延町、南部町、市川三郷町）

富士川下流出張所管内区間 （富士宮市、富士市、静岡市清水区）

笛吹川出張所管内区間 （山梨市、甲府市、甲斐市、昭和町、中央市、南アルプス市、富士川町、甲州市、笛吹市、市川三郷町）

- (5) 平成 8 年 4 月 1 日以降に、関東地方整備局管内で元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率 20% 以上の場合のものに限る。）

(ア) 同種工事

国土交通省、他省庁発注工事、公団等発注工事又は地方公共団体の発注工事で、河川工事であること。

なお、当該実績が平成 8 年 4 月 1 日以降に完成した大臣官房官庁営繕部所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含み、港湾航空関係を除く。）に係わるものにあつては、評定点合計（工事成績評定通知書の記、4 成績評定①の評定点（評定点が修正された場合にあつては、修正評定点）をいう。）が 65 点未満のものを除く。ま

た、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

- (6) 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）発注工事で、一般土木工事における過去2年間の工事成績評定点の平均点が2年連続で60点未満でないこと。
- (7) 申請書及び資料の提出期限の日から協定締結の時までの期間に、局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (9) 災害協定に基づき施工業者等と請負契約を取り交わす時点において、施工業者等が法定外労働災害補償制度に加入していること。また、当該法定外労働災害補償制度は、元請け・下請けを問わず補償できる保険であること。
なお、法定外労働災害補償制度には工事現場単位で随時加入する方式と直前1年間の完成工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方法とがあり請負契約の条件となる保険は、いずれかの方式であっても差し支えない。
ただし、管内事務所が施工業者等と災害協定を締結する時点において、施工業者等が法定外労働災害補償制度に加入していることはを条件としない。
- (10) 建設機械及び資材等の手配が容易にできること。
- (11) 緊急時に技術者や作業員等が出動できる体制がとれること。

4. 技術資料の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領を協定の締結希望者に以下のとおり交付する。

1) 交付期間

平成24年2月24日（金）から平成24年3月9日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から17時15分（12時から13時を除く。）までとする。

2) 交付場所

① 甲府河川国道事務所 工務第一課

〒400-8578 山梨県甲府市緑が丘1-10-1

TEL 055-252-8880

② 甲府河川国道事務所 富士川上流出張所

〒409-3601 山梨県西八代郡市川三郷町市川大門645

TEL 055-272-0040

③ 甲府河川国道事務所 富士川中流出張所

〒409-2305 山梨県南巨摩郡南部町内船4544-2

TEL 0556-64-2310

④ 甲府河川国道事務所 富士川下流出張所

〒416-0909 静岡県富士市松岡官有無番地

TEL 0545-61-0078

⑤ 甲府河川国道事務所 笛吹川出張所

〒406-0023 山梨県笛吹市石和町八田114

TEL 055-262-2821

⑥ 甲府河川国道事務所 ホームページ

<http://www.ktr.mlit.go.jp/koufu/>

(2) 技術資料の作成及び提出

1) 技術資料は、技術資料作成要領に示す様式及び留意事項に基づき作成すること。

2) 技術資料は、下記の受付期間及び受付場所に持参あるいは郵送するものとし、メール又は電送（ファクシミリ）によるものは受け付けない。（郵送の場合は、表に「技術資料在中」と記載し、受付期間に必着とする。）

① 受付期間

平成24年2月24日（金）から平成24年3月9日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から17時15分（12時から13時を除く。）とする。

② 受付場所

関東地方整備局 甲府河川国道事務所 工務第一課

〒400-8578 山梨県甲府市緑が丘1-10-1

TEL 055-252-8880

(3) 提出書類は、表紙を1頁とした通し番号を付するとともに全頁数を表示し、1部提出すること（頁の例：1/〇〇～〇〇/〇〇）

(4) 技術資料の提出の際には、返信用封筒として、表に技術資料提出者の郵便番号・住所・氏名を記載した長3号封筒（切手は不要）を提出すること。

5. 技術資料の審査に関する事項

技術資料の審査における評価項目及び選定の着目点は以下のとおりとする。

評価項目	選定の着目点
(1) 施工実績	①平成8年4月1日以降の関東地方整備局管内における同種工事の施工実績 ②平成13年4月1日以降の関東地方整備局管内における災害緊急復旧工事（緊急災）の施工実績
(2) 安全管理等の状況	①審査基準日における安全管理の状況及び不誠実な行為の有無
(3) 工事成績	①関東地方整備局（港湾航空関係を除く。）発注工事の、一般土木工事における平成22年1月1日より平成23年12月31日までの工事成績

	<p>※平成22年1月1日から平成23年12月31日までの2年間に完成した工事において工事成績評定点の平均が2年連続60点未満と通知された工事がある場合欠格とする</p> <p>②関東地方整備局（港湾航空関係を除く。）発注工事の、一般土木工事における平成22年度より平成23年度までの優良工事表彰の有無</p>
(4) 緊急時の体制	<p>①一級又は二級土木施工管理技士の資格保有者数</p> <p>②自社の建設機械の保有台数（ダンプは含まない。）</p>
(5) 既締結の災害時 応急復旧協定	<p>①他事務所及び他機関との協定締結数</p>

6. 協定締結者の選定

(1) 協定締結を希望する区間は、複数区間について技術資料を提出できるものとするが、復旧活動の確実性の観点から、1者1区間の契約とする。

技術資料に基づき、資格の有無を判断し、資格を有する者の中から5.の「選定の着目点」における審査結果により上位5者と協定を締結するものとする。

審査結果が同点で並んだ場合は、平成23・24年度一般競争入札（指名競争）入札参加資格の一般土木工事C等級における有資格者名簿の順位の高いものを上位とする。

(2) 締結者の選定において、様式-1により提出された協定締結希望区間の優先順位は考慮されない。

(3) 選定結果についての通知は、平成24年3月22日（木）を予定している。

7. その他

(1) 申請資料に要する費用は、提出者の負担とする。

(2) 申請資料の請求は、郵送には応じない。

(3) 提出された申請資料は、当該目的以外に使用することはない。

(4) 提出された申請資料は、返却しない。

(5) 申請資料に関する問い合わせ先は、甲府河川国道事務所 工務第一課 とする。

(6) 資料に虚偽の記載をした者は、協定締結者とししない。また、虚偽の記載をした者を協定締結者としていた場合には、協定を取り消す。（建設機械・資機材・資格保有者等に関する締結後の小規模な変動は対象外）

(7) 本協定の締結期間は平成27年3月31日までとする。